

別紙

諮詢第4、5、6号（個人情報保護）

答 申

1 審査会の結論

申立人が開示を請求する文書は存在しないことを理由に開示しないこととした川口市病院事業管理者の決定は、妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の不服申立人 [] 氏（以下「申立人」という。）は、平成22年3月12日、条例14条1項に基づき、条例上の実施機関である川口市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、「申立人に関する調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等一連の関係全て、申立人の受けた暴力およびハラスメント等事件、事故に対する一連の関係全て」の開示を請求した。

これに対し、実施機関は、同月25日付けで、条例19条2項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の記録の名称または内容に記載されている文書等は存在しないことを理由とする不開示決定を申立人に通知した。

(2) 申立人は、平成22年5月20日、上記の不開示決定の取消しを求めて、実施機関に対し、異議申立てを行った。実施機関は、この異議申立てについて、条例29条に基づき、当審査会に諮詢した。

(3) 当審査会の審査に際し、実施機関から平成22年6月9日付けで理由説明書が提出された。これに対し、申立人は、同月28日付けで意見書を提出した。

当審査会は、同年8月12日に実施機関の職員ら（川口市医療センター庶務課長、同管理課長、同医療情報課長ら）から、同年9月14日に実施機関の元職員（元医療センター事務局長）から、それぞれ意見を聴いた。また、同年11月18日に異議申立人及び同補佐人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり認定し判断する。

(1) 申立人は、「申立人に関する調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等一連の関係全て、申立人の受けた暴力およびハラスメント等事件、事故に対する一連の関係全て」の開示を請求しているが、その趣旨は、申立人が受けたと

訴えている暴力およびハラスメント等に関して実施機関が行った調査、手続等に関する保有個人情報（申立人が存知していないもの）の開示を求める趣旨と解される。

- (2) 申立人は、以下のとおり、長期間にわたる暴力行為およびハラスメント等の被害者である申立人および関係者への聴取および調査があったので、文書が存在しないことはあり得ないと主張する。

ア [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
イ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
ウ [REDACTED]
[REDACTED]
エ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
オ [REDACTED]
[REDACTED]
カ [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
キ [REDACTED]
[REDACTED]
ク [REDACTED]

ケ

コ

サ

シ

(3) 申立人の上記主張に対し、実施機関は、不開示決定の理由として、次のとおり主張している。

ア 申立人が存在すると推測していると思われる文書は、実施機関は知らず、該当する文書は存在しない。

イ 申立人が平成17年8月20日から平成18年11月ごろまでの間に行ったと主張する話し合いの内容についての文書は存在しない。

ウ

平成19年4月1日以降の経緯についての記録は、医療センターにはない。

エ

同年4月1日

以降の〇事務局長の記録についても、医療センターには文書等は存在しない。
異議申立書別紙6の文書も知らない。同別紙5「報告書」も知らない。

(4) 当審査会が実施機関の職員らから聴取した結果によれば、実施機関のもとには申立人が上記の趣旨で開示を請求する、申立人が受けたと訴えている暴力およびハラスメント等に関して実施機関が行った調査、手続等に関する文書（申立人に新たに通知すべきもの）は存在していないものと認められる。

また、元医療センターO事務局長から聴取した結果によれば、異議申立書別紙6の文書は、同人が川口市を退職した後の平成21年7月1日に署名押印して作成したものと認められるが、この文書は申立人がすでに保有しているものであり、実施機関が保有しているものではない。

- (5) よって、申立人が開示を請求する文書は存在しないことを理由に開示しないこととした実施機関（川口市病院事業管理者）の決定は、妥当であると判断される。

平成23年 3月 1日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇
委員（会長） 兼子 仁
委員 馬橋 隆紀